

平成 30 年度 美瑛町定住住宅取得助成制度 ご案内



平成 30 年 4 月

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会

美瑛町定住住宅取得助成について

この制度は、美瑛町への移住及び定住を促進するため、美瑛町内に新たに住宅を取得した方に対して美瑛町と連携を図りながら、費用の一部を「丘のまちびえい活性化協会」が助成し、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的としています。

助成対象者

1. 自らの居住の用に供するために町内において新たに住宅を取得（住宅を新築すること又は購入することをいう。）した者（住宅が共同名義の場合はその代表者）
2. 本町の住民基本台帳に登録されている者
3. 対象者及び居住する全ての者に町税等の滞納がない者
4. 助成金の交付を受けた日以後3年以上当該住宅に居住が見込まれる者
5. 助成金の交付を既に受けていない者
6. 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年11月15日条例第19号）第2条第1項に規定する暴力団関係者ではない者

助成対象住宅

1. 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室等を有し、居住利用上の独立性を有する延べ面積60㎡以上のもの
2. 住宅の購入費用（その土地の購入費用を含む）が100万円以上であるもの
3. 住宅を三親等内の親族以外の者から購入したもの
4. 町内における住宅の建て替えでないもの

必要書類

1. 世帯全員の住民票の写し
2. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し
3. 住宅に係る建物の登記事項証明書の写し
4. 契約書その他の住宅の新築又は購入に要した費用が分かる書類の写し
5. 世帯全員の町税等に滞納がないことを証する書類

助成金額

【基本補助】住宅取得金額の10%

(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

上限額：新築の場合は50万円※1、中古住宅購入の場合は30万円

【加算補助】

1. 転入者加算 20万円 ※2
2. 子育て世帯加算 10万円 ※3
3. 町内業者加算 50万円(新築に限る。) ※4

※1 新築とは、住宅が建っていない土地、もしくは建築物を除却した後に更地をなつた状態の土地に建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令において適法な住宅を建てる(建売住宅の購入を含む。)ことをいい、かつ建築後人の居住の用に供した状態のことをいう。ただし、建築工事の完了の日から起算して1年以上経過したものを除く。

※2 転入者とは、転入の日から住宅に入居した日までの期間が3年未満の者かつ転入の日前1年間において本町の住民基本台帳に登録されていない者(当該住宅を取得するために一時的に町外に居住していた者を除く。)をいう。

※3 子育て世帯とは、当該住宅に入居した日(住所を移した日)において出生から高等学校3年生までの子どもを扶養している世帯をいう。

※4 町内業者とは、美瑛町内に本店を有する建設業者をいう。

申請の手続き

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会に備え付けの様式に、必要書類を添えて申請してください。

- ・助成金を受けることができるのは1世帯につき1回までです。
- ・住宅を取得した日から1年以内に申請してください。
- ・審査委員会において審査の結果、交付決定されます。

【問い合わせ先】

丘のまちびえい活性化協会

美瑛町本町1丁目5-8 bi.yell 内

(電話) 0166-92-5677 (FAX) 0166-73-5686

(Eメール) info@biei-act.jp

【追加された加算補助】H30.4～

- 地域材使用加算 上限 30 万 ※5

※5 地域材とは、美瑛町内の森林から産出した原木を、建築用製材及び集成材に加工された木材をいう。加算金額は、地域材の購入に要した費用に 100 分の 10 を乗じて得た額（補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- 提出書類

- (1) 地域材使用箇所を明らかにした平面図、立面図、各伏図等
- (2) 町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書）
- (3) 地域材購入に係る請求書の写し（購入材数量内訳含む）
- (4) 地域材を使用している箇所が確認できる写真（建築材として使用した場合は、施工中の写真）
- (5) その他必要な書類